

ケアホーム常陸国府館

特定施設入居者生活介護等利用契約 運営規程

（本規程の目的）

第1条 この規程は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）の運営に当たって、特定施設入居者生活介護等利用契約（以下「利用契約」という。）第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第2条 特定施設等は、利用者（特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。）に対し、利用契約書第4条ならびに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供します。

- 2 ホームが提供する特定施設等のサービスは、介護保険法令等の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。
- 4 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という。）を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめ同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って個人情報の管理等に努めます。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| （1）事業所名 | ケアホーム常陸国府館 |
| （2）所在地 | 茨城県石岡市府中1丁目3番9号 |

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 特定施設等に勤務する従業者の職種と職務内容は次の通りです。

- （1）管理者 1人
管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される特定施設等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
- （2）計画作成担当者 1人以上
計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成します。
- （3）生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。
- （4）看護職員 1人以上
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な支援を行います。
- （5）介護職員 28人以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
なお、看護職員及び介護職員は、要介護者〔要支援者〕の特定施設等のサービス提供を行います。要介護者〔要支援者〕のサービス利用に支障がないときは、要介護者〔要支援者〕以外の入居者にサービスの提供を行います。
- （6）機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
- （7）事務職員

必要な事務を行います。

（入居定員及び居室数）

第5条 入居定員は92名、居室数は92室とします。

（特定施設等の内容）

第6条 特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は、「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表」に示します。

（利用料及びその他の費用の額）

第7条 特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「要介護認定等に伴う確認書」、「重要事項説明書」に示します。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第8条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス（以下「介護等」という。）を、原則としてホームにおける利用者の一般居室又は介護居室において提供します。

2 事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、提供の場所をホーム内において変更することがあります。その手続等については入居契約書に規定します。

（ホームの利用に当たっての留意事項）

第9条 ホームの利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程の内「一般居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

（緊急時等における対応）

第10条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。夜間緊急時等についてはオンコール体制にて必要な指示若しくはホームへの夜間出勤にて適切な対応を行います。

（非常災害対策）

第11条 災害等が発生した場合は、防災計画に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。

3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

2 虐待の防止のための指針を整備します。

3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

（身体的拘束その他行動制限）

第13条 事業者は、利用者又は他の入居者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。その手続き等については管理規程に規定します。
- 3 身体拘束等の適正化を図るために、次にあげる措置を講じます
- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（苦情処理等）

- 第15条 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（その他運営に関する重要な事項）

- 第16条 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。
- 2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を行う。
 - ①感染対策委員会を設置する。
 - ②平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を策定する。
 - ③「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を策定する。
 - ④従業者に対し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う。
 - 4 この規定に定める事項の他に、特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
 - 5 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

附 則

この規定は、令和7年11月1日から施行する。